

費目、素畜費、飼料費、敷料費は畜産農業における費目です。農薬費は、耕種農業、畜産農業に共通して用いる費目ですが、厳密に言えば、畜産農業の場合には予防用の薬剤費に限定し、獣医の診療に基づく治療薬は製造経費の診療衛生費に含めることになります。種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬費、敷料費、燃油費のいずれにも属さない材料費は、諸材料費に含めて表示します。

参考までに、変動費・固定費とは、以下の通りです。

**変動費**＝売上げの増減に伴って変動する費用

⇒農業の場合、生産規模(作付面積)の増減に伴って変動する費用を変動費として扱います。

**固定費**＝売上げが増減しても変動しない費用

### 3. 限界利益とは

**限界利益**＝売上高(変動益)から変動費を差し引いた利益

**限界利益に基づく利益計画**

**計画利益**＝単位当り限界利益 × 生産規模－固定費

工業簿記では、消耗工具器具備品費を製造経費ではなく材料費に区分しています。これに対して農業会計では、材料費を変動費の性格を持つものに限定するため、消耗工具器具備品費を諸材料費ではなく、「農具費」として表示し、材料費ではなく、製造経費に分類します。農業法人の標準勘定科目は、経営分析に活かすことを主眼としているからです。

材料費に計上するかどうかは、①部門個別費として生産過程で消費され、期末に在庫の棚卸を行うもの、②純粹に変動費としての性格を有するもの——を基準に考えます。期首・期末の棚卸については、期首材料棚卸高及び期末材料棚卸高として、材料費に加減する方法により表示します。

### 4. 労務費

「**労務費**とは、**労務用役の消費によって生ずる原価**」(原価計算基準8)をいいます。

生産現場の作業員の人件費については、事務員などの人件費と区別し、労務費として製造原価に算入する。作業員の給料は「賃金手当」、賞与は「賞与」としますが、源泉徴収税額表・日額表丙欄が適用される臨時雇については「雑給」として区分します。

生産現場の作業員の法定福利費、福利厚生費についても販売費及び一般管理費と区別して労務費に計上しますが、事務員分が少額で区分が難しいときは、一括して製造原価の労務費に計上しても構いません。福利厚生費とは、従業員の保健衛生、慰安、慶弔等の費用ですが、中退共など退職共済の掛金も福利厚生費勘定に含めます。一方、農業の場合、作業服、軍手、長靴、地下足袋の購入費用については、福利厚生費に含めないで「作業用衣料費」として別科目に計上します。

なお、退職給与の積立や引当をしていないために一時に生じた退職金は、製造原価としないで販売費及び一般管理費に含めます。また、役員報酬は、農業の現場に従事することが多い場合でも、財務諸表上は、按分しないで販売費及び一般管理費に一括して表示します。

### 5. 経費

「**経費**とは、**材料費、労務費以外の原価要素**」(原価計算基準8)をいいます。



## 森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・  
ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

第64回

## 費用別原価計算

この2ヶ月間、「製品別原価計算」そして「部門別原価計算」に関する話題でしたが、今回はその締めくくりで、費用別の原価計算についてです。青色申告書の損益計算書では、厳密な原価計算をするのが困難です。正確な経営情報を得るためにも、申告のための勘定科目だけではなく、経営を管理するための勘定科目で決算書を作成してみましょう。

### 1. 費用別計算とは

原価計算は、原価計算単独で行うものではなく、財務に関する情報に基づいて原価を計算します。この点については、原価計算基準(昭和37年、企業会計審議会)は次のように述べています。「原価要素の形態別分類は、財務会計における費用の発生を基礎とする分類であるから、原価計算は、財務会計から原価に関するこの形態別分類による基礎資料を受け取り、これに基づいて原価を計算する。この意味でこの分類は、原価に関する基礎的分類であり、原価計算と財務会計との関連上重要である」(原価計算基準9)。

財務会計とは、財務諸表を核とする会計情報を、企業外部の利害関係者(株主、債権者、徴税当局など)に対して提供することを目的とする会計です。これに対して、経営者や企業内部の管理者に対する情報提供を目的とする会計を管理会計と呼んでいます。管理会計は主として、原価計算と予算管理から成っています。

このように、原価計算は管理会計と密接な関係がありますが、財務会計との関係についても、財務会計から基礎資料を受け取るという点だけでなく、棚卸資産の貸借対照表価額の決定に原価計算が必要であるという点で不可分の関係にあります。具体的には、原価計算によって計算された期末の仕掛品や製品の原価が、財務会計において、期末棚卸高として当期の損益計算書において原価の控除項目として計上されるとともに、貸借対照表に資産として計上されて翌期に繰り越されることとなります。

財務会計における費用計算を基にして行う費目別原価計算は、原価計算の出発点になります。原価計算基準でも「原価の費目別計算とは、一定期間における原価要素を費目別に分類測定する手順をいい、財務会計における費用計算であると同時に、原価計算における第一次の計算段階である」(原価計算基準9)としています。

費目別計算においては、原価要素を「材料費、労務費および経費に属する各費目に分類する」(原価計算基準9)こととしている。

### 2. 材料費

「材料費とは、物品の消費によって生ずる原価」(原価計算基準8)をいいます。

農業会計では、材料費は、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農薬費、敷料費、諸材料費に分類して表示します。工業簿記では、材料費は、通常、「素材費」や「当期材料仕入高」勘定で表記しますが、農業会計では、原価構造を詳しく見るため、材料費をこれらの費目に細分して表示するのが特徴です。

材料費に属する科目は、原則として変動費になります。このうち、種苗費、肥料費は耕種農業における